

令和6年度 霧島市一般廃棄物処理実施計画
(ごみ処理・生活排水処理実施計画)

令和 6年 4月
鹿児島県 霧島市

目 次

第 1 章	ごみ処理実施計画	1
1	基本事項	1
	(1) 計画の目的	1
	(2) 計画区域	1
	(3) 計画期間	1
	(4) ごみの区分及び排出方法等	2
	(5) ごみの処理主体及び処理方法	3
	(6) 処理施設	4
	(7) ごみ量の推計	6
2	4 R 運動の推進に向けた取組	8
	(1) 4 R の普及啓発	8
	(2) 事業者の主体的取組の促進	8
3	ごみ減量化・資源化に向けた取組	8
	(1) リサイクル活動等の促進	8
	(2) ごみ減量化・資源化の具体的取組	8
4	適正処理と処理の効率化に向けた取組	8
	(1) ごみの分別及び適正排出の推進	8
	(2) ごみ収集所を新設する場合の条件等	9
	(3) 処理困難物等の適正処理	9
	(4) 適正な収集・運搬の確保	10
	(5) 適正な中間処理等の確保	10
	(6) 適正な最終処分の確保	10
	(7) ごみ処理費用の適正負担の確保	10
	(8) 不法投棄の防止・環境美化の推進	11
	(9) 災害廃棄物の適正処理等	11
	(10) 関係機関との連携強化	11
第 2 章	生活排水処理実施計画	12
1	基本事項	12
	(1) 計画の目的	12
	(2) 計画区域	12
	(3) 計画期間	12
	(4) し尿収集量等の推計	12
	(5) し尿等の処理主体	13
2	し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	13
	(1) 基本的な処理体系	13
	(2) 収集・運搬	14
	(3) 中間処理及び最終処分	14
3	適正処理等の推進計画	15
	(1) 適正処理の推進	15
	(2) 再資源化の推進	15
	(3) 合併処理浄化槽設置の推進	15
	(4) 関係機関・団体等との連携の強化	15

第1章 ごみ処理実施計画

1 基本事項

(1) 計画の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき定めた霧島市一般廃棄物処理計画の実効性を確保し、当該計画を円滑に推進することを目的として策定する。

(2) 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域とする。

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和6（2024）年4月1日から令和7（2025）年3月31日とする。

(4) ごみの区分及び排出方法等

区 分		排出方法	
可燃ごみ (もえるごみ)		生ごみ、繊維等は市指定の可燃ごみ袋に入れて、木竹類は50～60cmに切断し、可燃性のひもで束ねて排出する。	
不燃ごみ (もえないごみ)		金属、ガラス、陶磁器等を市指定の不燃ごみ袋に入れて排出する。	
粗大ごみ		家電製品(家電4品目 ^(注) 及びパソコンを除く。)、家具類、自転車、畳等を所定のごみ収集所に排出する。ただしスプリング入りマットレス(ソファ等を含む)は直接敷根清掃センターへ持ち込む。	
家庭系ごみ	缶類	きれいに洗浄したアルミ缶及びスチール缶を市指定の資源物袋に入れて排出する。	
	びん類	無色透明びん	きれいに洗浄したものを市指定のごみ収集所に配備した回収用コンテナに排出する。
		茶色びん	きれいに洗浄したものを市指定のごみ収集所に配備した回収用コンテナに排出する。
		その他の色のびん	きれいに洗浄したものを市指定のごみ収集所に配備した回収用コンテナに排出する。
		生きびん	きれいに洗浄したものを市指定のごみ収集所に配備した回収用コンテナに排出する。
	ペットボトル	きれいに洗浄し、キャップとラベルを剥がしたものを市指定の資源物袋に入れて排出する。	
	その他プラスチック製容器包装	きれいに洗浄したものを市指定の資源物袋に入れて排出する。	
	紙類	新聞紙・折込チラシ	紙ひもで十字に括って排出する。
		段ボール	紙ひもで十字に括って排出する。
		雑誌等	紙ひもで十字に括って排出する。小さな紙類については封筒などに入れ、紙ひもで括って排出する。
		紙パック	紙ひもで十字に括って排出する。
	古着等	使用可能な古着等を水にぬらさないようにして、市指定の資源物袋に入れて排出する。	
	食用油	揚げかす等を取り除いたものを市指定のごみ収集所に配備した回収用容器に排出する。	
	小型家電 (回収対象13品目)	市役所の各庁舎や、小型家電回収協力店等に設置してある回収ボックスに排出する。または、市指定の不燃ごみ袋に入れて排出する。	
	蛍光灯	ごみ収集所に配備した回収用コンテナに排出する。	
	乾電池	ごみ収集所に配備した回収用コンテナに排出する。	
市で処理できないごみ		家電4品目、パソコン、自動車部品、農薬、充電式電池(二次電池)、ボタン電池等の市で処理できないごみは、排出者自らが専門業者等を通じて処理する。	
事業系ごみ		排出事業者自らの責任において適正に分別・排出する。	

【排出方法に係る共通事項】

- 1 家庭系ごみは、上記区分に従って分別し、決められた排出日時に所定のごみ収集所に排出するか、所定の処理施設に直接搬入する。
- 2 引越し等により一度に多量の一般廃棄物を排出する際は、排出者自らが処理施設に直接搬入するか、本市一般廃棄物処理業許可業者に依頼して適正に処理する。
- 3 事業系ごみは、排出事業者自らが処理施設に搬入するか、本市の一般廃棄物処理業許可業者への委託により適正に処理する。

注：「家電4品目」とは、エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機のことをいう。

(5) ごみの処理主体及び処理方法

① 基本的な処理体系

ア 家庭系ごみ

ごみの種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	市(委託)排出者	市(直営)	焼却(ガス化熔融炉) ・飛灰→薬剤処理・セメント固化 資源化(山元還元) ・スラグ→資源化	市(直営)	埋立(飛灰固化物)
不燃ごみ	市(委託)排出者	市(直営・委託)	破碎、選別 ・金属類→資源化 ・残渣→焼却・埋立	市(直営)	埋立(①中間処理施設で選別された陶器類、ガラス類、②市民が直接搬入した安定品目)
粗大ごみ	市(委託)排出者	市(直営)	破碎、選別 ・金属類→資源化 ・残渣→焼却		
資源物 (有害ごみを含む。)	市(委託)排出者	市(委託)	資源化		

イ 事業系ごみ

ごみの種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	排出事業者許可業者	市(直営)	焼却(ガス化熔融炉) ・飛灰→薬剤処理・セメント固化 資源化(山元還元) ・スラグ→資源化	市(直営)	埋立(飛灰固化物)
不燃ごみ	排出事業者許可業者	市(直営・委託)	破碎、選別 ・金属類→資源化 ・残渣→焼却・埋立	市(直営)	埋立(①中間処理施設で選別された陶器類、ガラス類)
粗大ごみ	排出事業者許可業者	市(直営)	破碎、選別 ・金属類→資源化 ・残渣→焼却		
資源物	排出事業者許可業者等	市(委託)許可業者 資源化業者	資源化		

② 収集・運搬

一般家庭から排出されるごみの収集・運搬は、次のとおり民間業者に委託する。なお、事業系ごみについては、自己処理（排出事業者自らが運搬するか、又は許可業者に収集・運搬を委託する。）を原則とする。

地 区	委託業者	所 在
国 分	有限会社国分市清掃社	霧島市国分城山町 8 番 17 号
溝 辺	有限会社岩掃	始良市加治木町反土 1831 番地 2
横 川	株式会社三州衛生公社	始良郡湧水町恒次字浜場 8 番地 10
牧 園		
霧 島	有限会社若葉清掃社	霧島市霧島大窪 452 番地 1
隼 人	株式会社国分隼人衛生公社	霧島市隼人町住吉 522 番地 46
福 山	有限会社福山サニタリー	霧島市福山町福沢 4261 番地 1

注：上記は、一般家庭からごみ収集所に排出された家庭系ごみの収集運搬を委託する業者である。

なお、中間処理・一時保管施設から再資源化施設又は最終処分場への運搬は、別途民間業者に委託する。

③ 中間処理

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは、市（直営・委託）が破碎・選別・焼却処理する。なお、資源物は、市（委託）及び民間業者が中間処理する。

④ 最終処分

敷根清掃センターから排出される飛灰固化物は、霧島市一般廃棄物管理型最終処分場へ搬入する。

なお、中間処理等で生じた陶器等及び一般家庭から排出されるがれき等の安定品目は、市の一般廃棄物最終処分場（安定型）で埋立処分する。

(6) 処理施設

① 敷根清掃センター

区 分	焼却施設	リサイクル施設
名 称	敷根清掃センターごみ焼却施設	敷根清掃センターリサイクルプラザ
所在地	霧島市国分敷根 2256 番地 1	霧島市国分敷根 2256 番地 1
型 式	熱分解ガス化溶融システム(キルン式)	受入ホッパ直投方式、衝撃せん断回転破碎方式
能 力	162t/24h (81t/24h×2 炉)	23t/5h
処理対象	可燃ごみ、し渣	不燃ごみ、粗大ごみ
竣 工	平成 15 (2003) 年 4 月	平成 15 (2003) 年 4 月

■参考：敷根清掃センター処理内容

- ・可燃ごみは、破碎後に間接加熱し熱分解ガスと熱分解残渣に分解する。残渣から鉄、アルミ等の有価物を回収後、熱分解ガスを利用してカーボンを溶融処理する。処理後に発生する溶融スラグについては、有価物として売却し、溶融飛灰については、発生量のおおよそ半量を山元還元方式により資源化し、残りを飛灰固化物として霧島市一般廃棄物管理型最終処分場に搬出する。
- ・不燃ごみは、リサイクルプラザ及び民間業者へ処理委託を行い選別・破碎する。処理後の有価物は売却し、資源化する。選別・破碎後の可燃性残渣は、溶融処理する。
- ・粗大ごみは、第二工場等で選別・破碎する。処理後の有価物は売却し、資源化する。選別・破碎後の可燃性残渣は、溶融処理する。

② その他処理施設

処理施設	所 在	処理内容
天降川リサイクルセンター (民間)	霧島市隼人町住吉 522 番地 46	資源物(缶類、ペットボトル、びん類、その他プラスチック製容器包装等)の圧縮・梱包等の中間処理及び一時保管
山崎紙源センター (民間)	霧島市隼人町住吉 202 番地 3	紙類の圧縮・梱包等の中間処理及び一時保管、古着等の選別及び一時保管
土佐屋リサイクルセンター (民間)	霧島市溝辺町三縄 578 番地 4	紙類の圧縮・梱包等の中間処理及び一時保管
国分芦谷不燃物処分場(市)	霧島市国分川原 878 番地 5	一般家庭から排出される瓦、ブロック、レンガ、コンクリート等の埋立(市民の直接搬入による。解体・造成工事に伴って排出されるものを除く。)
横川城山不燃物処分場(市)	霧島市横川町中ノ 447 番地	
隼人系走不燃物処分場(市)	霧島市隼人町西光寺 2920 番地 3	
牧園城山不燃物処分場(市)	霧島市牧園町宿窪田 1700 番地 3	
福山宝瀬不燃物処分場(市)	霧島市福山町福山 6769 番地 1	
溝辺瀬間利最終処分場(市)	霧島市溝辺町有川 2260 番地 13	

注1：民間の処理施設は、市が資源物の中間処理・一時保管等を委託する主な施設であり、当該処理内容は市が委託する内容である。

注2：現在、敷根一般廃棄物管理型最終処分場は閉鎖中。また、霧島永水不燃物処理場(安定型)は休止中。

③霧島市一般廃棄物管理型最終処分場

名 称	霧島市一般廃棄物管理型最終処分場		所在地	霧島市福山町福山 6364	
埋立面積	3,000 m ²	埋立容量	13,700 m ³	埋立工法	準好気性埋立
埋立対象物	飛灰固化物；10,805 m ³ 覆土；2,895 m ³				
埋立期間	平成 26 (2014) 年 7 月～令和 11 (2029) 年 6 月 (15 ヶ年)				

(7) ごみ量の推計

① ごみの排出量

区 分	令和 4 (2022) 年度 (実績)	令和 5 (2023) 年度 (見込み)	令和 6 (2024) 年度	
			推計値	令和 4 (2022) 年度比
人口 (人)	124, 673	124, 194	124, 088	99. 5%
ごみ排出量 (t)	41, 805	40, 224	40, 054	95. 8%
収集 ごみ	可燃ごみ	36, 588	35, 082	95. 9%
	不燃ごみ	1, 160	1, 034	89. 1%
	粗大ごみ	1, 486	1, 447	97. 4%
	資源物	2, 571	2, 493	96. 9%
市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量 (g/人日)	919	887	882	96. 0%
資源物を除く市民 1 人 1 日当たり のごみ排出量 (g/人日)	862	832	827	95. 9%

注 1：令和 4（2022）年度の各区分の数値は、一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）の報告値である。

令和 5（2023）年度の人口は、10月1日現住民基本台帳人口であり、令和 6（2024）年度の人口は、本市総合計画における目標値である。

注 2：排出者による独自処理を除く。

② ごみの資源化量

区 分	令和 4 (2022) 年度 (実績)	令和 5 (2023) 年度 (見込み)	令和 6 (2024) 年度	
			推計値	令和 4 (2022) 年度比
ごみ資源化量 (t)	7,103	6,596	6,743	94.9%
紙類	754	631	584	77.5%
金属類	1,134	1,049	1,086	95.8%
ガラス類	625	623	657	105.1%
プラスチック類	380	368	381	100.3%
ペットボトル	314	303	318	101.3%
その他 (廃食油、蛍光灯、乾電池等)	258	256	267	103.5%
熔融スラグ	1,986	2,020	2,048	103.1%
熔融飛灰	870	742	899	103.3%
焼却灰	265	-	-	-
不燃物処理委託	517	604	503	97.3%
リサイクル率 (%)	17.0	16.4	16.8	0.2% ^{削減}

注 1：令和 4 (2022) 年度の各区分の数値は、一般廃棄物処理事業実態調査 (環境省) の報告値である。

注 2：排出者による独自処理を除く。

③ 埋立処分量

区 分	令和 4 (2022) 年度 (実績)	令和 5 (2023) 年度 (見込み)	令和 6 (2024) 年度	
			推計値	令和 4 (2022) 年度比
焼却処理残渣埋立量 (t)	650	803	646	99.4%
資源化処理残渣埋立量 (t)	168	104	173	103.0%
合計	818	907	819	100.1%

注 1：令和 4 (2022) 年度の各区分の数値は、一般廃棄物処理事業実態調査 (環境省) の報告値である。

注 2：焼却処理残渣は、敷根清掃センターで発生する飛灰固化物。

注 3：資源化処理残渣は、敷根清掃センターで発生する不燃残渣。

2 4 R運動の推進に向けた取組

(1) 4 Rの普及啓発

- ① 霧島市環境保全協会、地区自治公民館等と協力・連携して、出前講座の回数を増やすなど、ごみの発生回避・抑制等の普及啓発に努める。
- ② 広報誌、チラシ、ホームページ、ごみ分別アプリ等を活用して普及啓発・情報提供を行う。
- ③ 霧島市環境保全協会等と連携して、消費者の買い物袋の持参や環境に配慮した商品の購入等に係る普及啓発活動を行う。
- ④ 学校、教育機関等における環境学習を推進する。

(2) 事業者の主体的取組の促進

- ① 市役所自らが多量にごみを排出する事業者として、ごみの減量に取り組む。また、市立小中学校等において、給食残渣、牛乳パック等のリサイクルを推進する。
- ② 霧島市環境保全協会等と連携して、小売店等における過剰包装の抑制、リターナブル容器の利活用、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用・販売等の促進に係る啓発を行う。

3 ごみ減量化・資源化に向けた取組

(1) リサイクル活動等の促進

- ① 地域におけるリサイクル活動を促進し、ごみの減量化を図るため、自治会等を対象とした分別収集補助事業を実施する。
- ② 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、使用済小型家電を安定的・効率的に回収し、貴金属、レアメタル等を効果的に再資源化する。
- ③ 敷根清掃センターにおいては、焼却後の熔融スラグ・焼却灰等や不燃・粗大ごみに含まれる金属類の資源化を行うとともに民間事業者と連携してリユース事業に取り組む。
- ④ 可燃ごみ、不燃ごみとして排出されている品目についても、資源化が可能であり、ごみの減量化及びリサイクル率の向上に効果があるものもあるため、分別のあり方を調査研究する。
- ⑤ プラスチック使用製品（ペットボトル、その他の容器包装を除く）の分別収集については、国や県内自治体の動向等を踏まえながら先進自治体の事例等を調査・研究し、検討を進める。

(2) ごみ減量化・資源化の具体的取組

霧島市一般廃棄物処理計画中間見直し版で定める目標を達成するため、市民、事業者、行政が協働して、霧島市ごみ減量化・資源化基本方針の具体的取組を推進する。また、行政は令和4年度に実施したごみ組成調査の結果の周知に努め、ごみの減量化・資源化を図る。

4 適正処理と処理の効率化に向けた取組

(1) ごみの分別及び適正排出の推進

- ① 市民に適正なごみの分け方・出し方を啓発するため、ごみ収集日程表を作成・配布するとともにごみの品目ごとの分類等を掲載した、ごみガイドブックの活用やスマートフォン向けごみ分別アプリのさらなる普及に努め、ごみの減量化・資源化を推進する。

- ② 転入者、自治会未加入者、共同住宅管理者等に対するごみの分け方・出し方の周知を徹底する。
- ③ 市民のごみ収集所の利用については、管理者の了解を得た上で、既存の収集所を利用できるよう働きかける。
- ④ ごみ収集所の適正管理を推進するため、霧島市環境保全協会や自治会等と協力して、ごみ出し違反者に対する指導を徹底する。
- ⑤ 自治会が使用・管理するごみ収集所の新設・改良に係る補助事業を実施する。
- ⑥ 排出事業者に対し、事業系ごみの分別排出の促進に関する啓発を行う。
- ⑦ (仮称)霧島市クリーンセンターの整備に合わせ、ごみの効率的な処理や減量化・資源化をさらに推進するため、ごみの収集品目や収集体制について検討する。

(2) ごみ収集所を新設する場合の条件等

ごみ収集所については、宅地開発やアパート・マンションの新築等に伴い増加傾向にあるため、ごみの収集運搬の効率化・コスト削減に配慮しながら、適正に配置していく必要がある。このため、原則として、次の条件を全て満たす場合にごみ収集所の新設を認める。なお、ごみ収集所の移設を行う場合においても③以下の条件を準用する。

- ① 近くに利用できる既存のごみ収集所が無いこと。
- ② 概ね10戸以上の利用が見込まれること。(地域におけるごみ出しの実情や地理的要件などを考慮し、自治会が必要と認める場合はこの限りではない。)
- ③ ごみ収集所設置予定地の土地所有者(又は管理者)の了解が得られていること。また、隣接土地所有者(または管理者)や当該地域の自治会長等の関係者との協議が完了していること。
- ④ 設置後の管理体制など衛生保持対策が明確化されていること。
- ⑤ ごみ収集車両の通行・横付け等が可能な場所であり、収集車両への積み込み作業の安全が確保できる場所であること。

(3) 処理困難物等の適正処理

- ① エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の廃家電4品目の処理については、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)に基づき、適正な処理ルートで円滑にリサイクルされるよう啓発・指導する。
- ② 廃パソコンについては、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、適正な処理ルートで円滑にリサイクルされるよう啓発・指導する。
- ③ 在宅医療の進展に伴い一般家庭から出る使用済みの注射針や期限切れ・飲み残しの医薬品等については、始良地区薬剤師会、医薬品販売店、病院、専門の処理業者等により適正に処理されるよう必要な指導を行う。
- ④ 火災ごみについては、火災ごみ搬入取扱指針に基づいて適正に処理されるよう啓発・指導する。
- ⑤ その他感染性のあるもの(医療機関から排出される感染性一般廃棄物)、有害性のあるもの(農薬、劇薬等)、危険性のあるもの(火薬類、ガスボンベ等)、引火性のあるもの(塗料、溶剤、灯油類等)、処理施設を破損し、処理業務を困難にする恐れのあるもの(自動車部品(タイヤ、バッテリー、シート等)、バイク、農機具、消火器、電気温水器、温水ボイラー(業務用))等については、排出者に対する処理ルートの周知と専門業者等による適正な処理について必要な指導・啓発を行う。

(4) 適正な収集・運搬の確保

① 家庭系ごみ

一般家庭からごみ収集所に排出された家庭系ごみの収集・運搬については、法令等に基づき適正な業務遂行を最優先する観点から、業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務の実施に関する相当の経験を有する現在の契約業者に業務を委託するとともに効率的かつ効果的な収集・運搬方法について検討を行う。

② 事業系ごみ（①以外の家庭ごみを含む。）

事業系ごみの収集・運搬については、一般廃棄物収集・運搬業許可業者への指導等を通じて、円滑かつ適正な収集運搬を確保する。なお、現状の収集・運搬の状況や事業系ごみの排出量等を勘案し、本市の一般廃棄物の適正な収集及び運搬を継続的かつ安定的に実施するため、事業系一般廃棄物の収集・運搬業の新規許可、並びに許可区域及び業の範囲の拡大については、認めないものとする。（廃棄物の分別区分の増加・量の増大など、適正な収集・運搬体制の確保に特に必要と認められる場合を除く。）

(5) 適正な中間処理等の確保

① 焼却、再資源化等の中間処理施設（民間施設を含む。）は、周辺的生活環境に影響を与えないよう、適正な運転管理を行う。

② 敷根清掃センターにおける不適切なごみの搬入を防止するため、直接搬入者の運転免許証等の提示による本人確認や量搬入確認票による発生場所等の確認を行う。また、缶類・びん類等の資源物や解体・リフォーム等により発生した産業廃棄物の混入を防止するため、直接搬入ごみの分別指導等を強化する。

③ 令和8年3月に供用を開始する予定の「(仮称)霧島市クリーンセンター」については、計画的に整備を進める。

④ 伊佐北始良環境管理組合からの脱退後、横川・牧園地区住民のごみの直接搬入に係る利便性を確保するため設置した牧園横川クリーンステーションは、周辺環境に影響を与えないよう適切に管理・運営を行う。また、当該施設の利用状況等を分析し、必要に応じて管理・運営の方法の見直しを行う。

⑤ 一般廃棄物の処分業（中間処理業）については、ごみの減量化・リサイクルの推進に寄与することから、一般廃棄物処理計画との整合性が保たれ、適切な処理施設で確実に処理又は再生される見込みがある場合許可する。

(6) 適正な最終処分の確保

① 敷根清掃センターで発生する飛灰固化物については、霧島市一般廃棄物管理型最終処分場へ搬入を行う。

② 一般廃棄物最終処分場（安定型）（国分芦谷不燃物処分場、溝辺瀬間利最終処分場、横川城山不燃物処分場、牧園城山不燃物処分場、隼人糸走不燃物処分場及び福山宝瀬不燃物処分場）については、周辺的生活環境に影響を与えないよう適正に管理運営するとともに、当該処分場の延命及び維持管理コストの削減を図る。

(7) ごみ処理費用の適正負担の確保

① 令和6年4月からのごみ処理手数料改定について、市民・事業者への周知に努める。

② ごみ処理費用の適正負担を確保するため、同規模自治体、先進自治体等の状況を調査・研究する。

③ 粗大ごみの排出を抑制するとともに、再利用やリサイクルへの取組を促進するため、適正な処理費用の負担について調査・研究する。

④ 指定ごみ袋のあり方について、調査・研究を進める。

(8) 不法投棄の防止・環境美化の推進

- ① 不法投棄を未然に防ぐため、衛生自治団体、警察、保健所等の関係機関・団体と協力・連携して、道義高揚・マナーアップ等の啓発活動や環境パトロールを行うとともに、違反者に対する指導を強化する。
- ② ごみのポイ捨て等を未然に防ぐため、霧島市生活環境美化条例に基づき各地区に設置した環境美化推進員と連携して環境パトロール等を行う。
- ③ 関係機関・団体と連携して、不法投棄が多発する場所に不法投棄防止のための看板を設置するとともに、必要に応じて監視カメラを設置する。
- ④ 衛生自治団体、地区自治公民館、ボランティア団体、企業、学校等が行う清掃活動等を支援する。

(9) 災害廃棄物の適正処理等

- ① 災害廃棄物が発生した場合については、霧島市地域防災計画、霧島市災害廃棄物処理計画、霧島市国分・隼人地区内水氾濫対応マニュアル等に基づき、迅速かつ適正に処理する。
- ② 本市単独での処理が困難な場合等については、鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定（平成19年6月27日、鹿児島県・鹿児島県市長会・鹿児島県町村会）や一般廃棄物処理に係る相互支援協定（令和2年11月16日、始良市・伊佐市・さつま町・湧水町及び伊佐北始良環境管理組合）、災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定（令和3年2月1日、一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会）、災害廃棄物等の処理に関する基本協定（令和4年2月4日、大栄環境株式会社）等に基づき、他自治体や民間事業者へ支援要請等を行う。

(10) 関係機関との連携強化

- ① ごみの減量化・資源化について、県・市町村・事業者等との情報交換を行うなど連携の強化に努める。
- ② 非常時等においては、一般廃棄物処理に係る相互支援協定（令和2年11月16日、始良市・伊佐市・さつま町・湧水町及び伊佐北始良環境管理組合）に基づき相互に支援を行う。また、同協定に基づき、相互に支援を行う。近隣自治体等との連携を図り、非常時等における処理体制を強化する。

第2章 生活排水処理実施計画

1 基本事項

(1) 計画の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき定めた霧島市一般廃棄物処理計画の実効性を確保し、当該計画を円滑に推進することを目的として策定する。

(2) 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域とする。

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和6（2024）年4月1日から令和7（2025）年3月31日とする。

(4) し尿収集量等の推計

	令和4 (2022)年度 (実績)	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	
			推計値	令和4 (2022)年度比
計画収集区域内人口（人）	124,673	124,194	124,088	99.5%
①水洗化・生活排水処理人口	103,080	104,660	105,848	102.7%
②合併処理浄化槽人口	66,507	67,390	67,444	101.4%
③公共下水道人口	36,573	37,270	38,404	105.0%
④水洗化・生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	11,963	11,200	10,506	87.8%
⑤非水洗化人口	9,630	8,335	7,734	80.3%
生活排水処理率	82.7%	84.3%	85.3%	2.6%増
し尿収集量（kl）	67,282	69,505	68,603	102.0%
汲み取りし尿	13,600	14,271	13,325	98.0%
浄化槽汚泥	53,682	55,234	55,278	103.0%

注1：令和4（2022）年度の各数値は、一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）に基づく報告値である。

注2：令和5（2023）年度の人口は、10月1日現在の住民基本台帳人口であり、令和6（2024）年度の総人口は、本市総合計画における目標値である。

注3：「水洗化・生活排水処理人口」は、合併処理浄化槽人口と公共下水道人口との合計値である。

注4：①～⑤の各年度の数値は、汚水処理人口普及状況調査（農林水産省、国土交通省、環境省）の実績値を基に算定したものである。

(5) し尿等の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	主体	対象地区
公共下水道	し尿、生活雑排水	市(直営)	下水道供用開始区域(国分、隼人地区)
		市(直営)	下水道供用開始区域(牧園地区)
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等	下水道供用開始区域外
単独処理浄化槽	し尿	個人等	下水道供用開始区域外
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	市(委託) ^{*3}	国分、溝辺 ^{*1} 、霧島、隼人、福山地区
		市(委託) ^{*4}	溝辺 ^{*2} 、横川、牧園地区

*1：溝辺地区におけるし尿及び大規模事業所の浄化槽汚泥は、平成21(2009)年4月から国分、霧島、隼人及び福山地区のし尿・浄化槽汚泥を処理する施設(南部し尿処理場)で処理している。

*2：溝辺地区における一般家庭及び小規模事業所の浄化槽汚泥は、平成21(2009)年4月から横川及び牧園地区のし尿及び浄化槽汚泥を処理する施設(牧園・横川地区し尿処理場)で処理している。

*3：国分、溝辺、霧島、隼人及び福山地区のし尿、浄化槽汚泥を処理している南部し尿処理場は、平成25(2013)年4月から指定管理者(月島ジェイテクノメンテナンス㈱(旧JFE環境サービス㈱))により管理運営している。

*4：溝辺、横川及び牧園地区のし尿、浄化槽汚泥を処理している牧園・横川地区し尿処理場(清水館)は、平成24(2012)年7月から指定管理者(㈱三州衛生公社)により管理運営している。

2 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) 基本的な処理体系

地区	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
南部し尿処理場で処理する地区 ※国分、溝辺 ^{*5} 、霧島、隼人、福山地区	許可業者	市(委託)	南部し尿処理場でし尿・浄化槽汚泥を膜分離高負荷脱窒素処理 し尿・浄化槽汚泥 → 脱水汚泥、し渣		
		市(委託)	脱水汚泥を堆肥化		
		市(直営)	敷根清掃センターでし渣を焼却処理	市(委託)	埋立(飛灰固化物)
牧園・横川地区し尿処理場(清水館)で処理する地区 ※溝辺 ^{*5} 、横川、牧園地区	許可業者	市(委託)	牧園・横川地区し尿処理場(清水館)でし尿・浄化槽汚泥を膜分離高負荷脱窒素処理 し尿・浄化槽汚泥 → 脱水汚泥、し渣		
		市(委託)	浄化槽汚泥、脱水汚泥を堆肥化		
		市(直営)	敷根清掃センターでし渣を焼却処理	市(委託)	埋立(飛灰固化物)

*5：溝辺地区におけるし尿及び浄化槽汚泥については、各施設の処理能力等の関係により、し尿及び大規模事業所の浄化槽汚泥は南部し尿処理場で処理し、一般家庭及び小規模事業所の浄化槽汚泥については、牧園・横川地区し尿処理場(清水館)で処理している。

(2) 収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市の一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集・運搬業許可業者が行う。

地 区	し尿・汚泥の収集・運搬許可業者	所 在
国分、隼人	株式会社国分隼人衛生公社	霧島市隼人町住吉 522 番地 46
霧島	有限会社若葉清掃社	霧島市霧島大窪 452 番地 1
福山	有限会社福山サニタリー	霧島市福山町福沢 4261 番地 1
横川、牧園	株式会社三州衛生公社	始良郡湧水町恒次字浜場 8 番地 10
溝辺	有限会社岩掃	始良市加治木町反土 1831 番地 2

(3) 中間処理及び最終処分

① 南部し尿処理場で処理する地区

国分、霧島、隼人及び福山地区で収集された、し尿及び浄化槽汚泥並びに溝辺地区で収集されたし尿及び大規模事業所の浄化槽汚泥は、南部し尿処理場で中間処理する。当該処理により生じた脱水汚泥は民間委託により堆肥化し、し渣は敷根清掃センターに搬入後、ごみと併せて焼却処分する。

名称	霧島市南部し尿処理場
所在地	霧島市隼人町住吉 522 番地 16
供用開始	平成 19（2007）年 4 月
処理能力	190k1/日（し尿：59k1/日、浄化槽汚泥 131k1/日）
実処理量	153.62k1/日（し尿：34.91k1/日、浄化槽汚泥：118.71k1/日） （令和 3（2021）年度実績）
処理対象地区	国分、溝辺の一部（平成 21（2009）年 4 月から）、霧島、隼人、福山地区
処理方法	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式＋活性炭吸着方式

② 牧園・横川地区し尿処理場（清水館）で処理する地区

横川及び牧園地区で収集された、し尿及び浄化槽汚泥並びに溝辺地区で収集された一般家庭及び小規模事業所の浄化槽汚泥は、牧園・横川地区し尿処理場（清水館）で中間処理する。当該処理により生じた脱水汚泥は民間委託により堆肥化し、し渣は敷根清掃センターに搬入後、ごみと併せて焼却処分する。

名称	霧島市牧園・横川地区し尿処理場（清水館）
所在地	霧島市牧園町宿窪田 1516 番地
供用開始	平成 11（1999）年 4 月
処理能力	36k1/日（し尿：14k1/日、浄化槽汚泥 22k1/日）
実処理量	32.12k1/日（し尿：6.65k1/日、浄化槽汚泥：25.47k1/日） （令和 3（2021）年度実績）
処理対象地区	溝辺の一部（平成 21（2009）年 4 月から）、横川、牧園地区
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理＋高度処理

3 適正処理等の推進計画

(1) 適正処理の推進

一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集・運搬業許可業者の指導・啓発を通じて適正なし尿の収集・運搬を確保する。また、し尿処理施設における適正処理を推進するとともに、管理運営については、指定管理者制度を導入し、引き続き当該施設の延命・維持管理コストの削減に努める。

(2) 再資源化の推進

し尿処理施設において中間処理された脱水汚泥等を堆肥化し、ごみ焼却施設への負荷の軽減や最終処分量の減量に努める。

牧園・横川地区し尿処理場については、汚泥搬出ラインを改造し、堆肥化を推進する。併せて、汚泥焼却炉は廃止する。

(3) 合併処理浄化槽設置の推進

浄化槽処理促進区域外の地域における適正な生活排水処理を進め、市民の生活環境の改善及び河川等の水質汚濁の防止等を図るため、該当地域においてくみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換するものに対し、設置工事費の一部を助成する。補助対象については、国の制度改正及び県の動向を踏まえ見直しを検討する。

また、浄化槽設置・管理の重要性その他生活排水の適正処理の推進について住民に周知するため、関係機関・団体等と連携して、研修会の実施、パンフレットの配布、広報誌・ホームページ等への啓発文書の掲載等を行う。

(4) 関係機関・団体等との連携の強化

市民、排出事業者、処理業者及び行政関係機関と連携を図り、し尿・浄化槽汚泥の適正処理や災害時における処理体制の構築に努める。